

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（総務業務センター）	21
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（道立病院管理局）	21
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	21
○土地改良法による道営換地計画の決定（2件）.....（農業施設管理課）	22
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	22
○知事権限に係る保安林の指定.....（治山課）	22
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	23
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	23
○道路の供用の開始.....（道路課）	23
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	23

告 示	
北海道告示第923号	
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。	
平成18年11月21日	北海道知事 高 橋 はるみ
1 落札に係る物品等の名称及び数量	
(1) パーソナルコンピュータ 139台	
(2) パーソナルコンピュータ 7台	
2 落札を決定した日	
平成18年10月31日	
3 落札者の氏名及び住所	
(1)ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社	
イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地	
(2)ア 氏 名 大丸藤井株式会社	
イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地	

4 落札金額

- (1) 13,646,325円
- (2) 678,037円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成18年10月6日付け北海道告示第822号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第924号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年11月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

小児総合医療・療育センター（仮称）病院内情報システム 一式

2 落札を決定した日

平成18年11月8日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 北海道日本電気ソフトウェア株式会社
- (2) 住 所 札幌市北区北8条西3丁目28番地

4 落札金額

269,314,500円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成18年9月22日付け北海道告示第779号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第925号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（今金地区地域水田農業支援緊急整備〔緊急整備型〕（暗きょ、区画整理、客土、畦畔改良））

事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道檜山支庁に備え置いて、平成18年11月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年11月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第926号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、北見市端野地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成18年11月21日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年11月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第927号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次の地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成18年11月21日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年11月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 奈井江町京極西地区
- 2 妹背牛町妹背牛6区地区

北海道告示第928号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成18年11月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字フンベラマトマリ24の1・179の5・464・897の2・字ヘウケトンナイ465（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第929号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成18年11月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 礼文郡礼文町大字船泊村字ニシウエントマリ555の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第930号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成18年11月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 斜里郡斜里町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 斜里郡斜里町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

3(1) 解除予定保安林の所在場所 石狩郡当別町字青山2910の460(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解 除 の 理 由 ダム用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第931号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成18年11月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 稚内市(次の図に示す部分に限る。)
の所在場所

2 保安林として指定された目的 なだれの危険の防止

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
稚内市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐は、択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第932号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年11月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 恵庭栗山線	恵庭市住吉町98番地先から 恵庭市黄金町37番地先まで	平成18.11.22 午前11時

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第168号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平18年11月21日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

(1) 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち常駐委託 一式

(2) 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち作業委託

特定役務の名称(除雪作業1時間当たりの単価)及び数量(予定数量)

除雪グレーダによる作業 269時間

トラクタショベル(容量1.5m³~1.7m³、機械を常備しない期間)による作業 12時間

トラクタショベル(容量1.5m³~1.7m³、機械を常備する期間)による作業 381時間

トラクタショベル（容量1.8m ³ 以上、常駐時間内）による作業	672時間
トラクタショベル（容量1.8m ³ 以上、常駐時間外）による作業	104時間
ロータリ除雪車による作業	301時間
ダンプトラックによる作業	323時間
道路作業車による作業	234時間
普通作業員による作業	2,719時間

2 落札を決定した日

平成18年10月27日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社水谷組
(2) 住 所 札幌市中央区南29条西11丁目4番13号

4 落札金額

- (1) 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち常駐委託
17,850,000円
- (2) 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち作業委託（除雪作業1時間当たりの単価）
- | | |
|---|---------|
| 除雪グレーダによる作業 | 3,600円 |
| トラクタショベル（容量1.5m ³ ～1.7m ³ 、機械を常備しない期間）による作業 | 12,500円 |
| トラクタショベル（容量1.5m ³ ～1.7m ³ 、機械を常備する期間）による作業 | 3,750円 |
| トラクタショベル（容量1.8m ³ 以上、常駐時間内）による作業 | 1,400円 |
| トラクタショベル（容量1.8m ³ 以上、常駐時間外）による作業 | 3,900円 |
| ロータリ除雪車による作業 | 5,170円 |
| ダンプトラックによる作業 | 3,300円 |
| 道路作業車による作業 | 3,100円 |
| 普通作業員による作業 | 1,950円 |

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成18年9月15日付け北海道警察本部告示第138号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部施設課
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目